

令和2年富良野市教育委員会第3回定例会

開催年月日	令和2年3月27日（金） 午後4時43分開会
開催場所	富良野図書館 3階教育委員会室
出席委員	教育長 近内 栄一 委員 宮本 鎮栄 委員 津山 正樹 委員 渡邊 啓子
欠席委員	菅野 義則 委員
説明のために出席した者の職氏名	教育部長 亀淵 雅彦 学校教育課長 佐藤 清理 社会教育課長 吉田 等 図書館長 秋山 理 虹いろ保育所長 桑折 恵吏子 学校教育課管理係長 石坂 征和
議事日程	日程第1 会期の決定について 日程第2 議案第1号 富良野市立学校管理規則の一部改正について 議案第2号 外国語指導助手就業規則の全部改正について 議案第3号 富良野市コミュニティ・スクール協議会設置規則の一部改正につて 議案第4号 修学旅行の引率業務等に従事する富良野市立学校職員の勤務時間の割振り等に関する要領の一部改正について 議案第5号 令和2年度富良野市社会教育推進計画の策定について 議案第6号 富良野市子どもの読書推進プラン（第三次計画）の策定について 議案第7号 令和2年度富良野市学校医等の委嘱について 議案第8号 富良野市スクールカウンセラーの委嘱について 議案第9号 富良野市子どもと親の相談員の委嘱について 議案第10号 令和2年度認可保育所における嘱託医の委嘱について 議案第11号 富良野市教育委員会非常勤嘱託職員取扱規則の廃止について 議案第12号 富良野市教育振興基本計画策定委員会設置要綱の制定について 報告議案第1号 令和2年度富良野市一般会計当初予算の報告（専決処分）について 報告議案第2号 富良野市教育委員会職員等の人事異動報告（専決処分）について

会議録署名委員 の氏名	教育長は、会議録署名委員に次の委員を指名した。 津山正樹委員
傍聴人	なし

議事の経過

開会 午後4時43分

近内教育長

只今より令和2年富良野市教育委員会第3回定例会を開会いたします。
本日は菅野委員より欠席の通知がありましたのでご報告いたします。
会議録署名委員には、津山委員にお願い致します。
次に、教育長事務報告をお願いします。

亀淵教育部長

令和2年2月19日から3月26日までの事務報告を致します。お手元の資料に基づき、主だったものについてご説明いたします。
3月2日及び3月4日、新型コロナウイルス対応に関する市町村教育委員会教育長との意見交換に旭川市にて出席しています。
3月23日、第5回へき地保育所の在り方検討会に出席しています。
以上です。

近内教育長

只今の教育長事務報告について、補足説明を行います。
3月2日及び4日の新型コロナウイルス対応に関する市町村教育委員会教育長との意見交換会（TV会議で行われました。）では、北海道教育委員会から長期休業中の対応、感染予防の徹底、卒業式の簡略化等についての意見徴収などがあり、本市教育委員会として、臨時登校日の設定、家庭訪問の必要性について、北海道教育委員会佐藤教育長に伝え、早期の実施に向けて検討を要請しました。本市では3月10日以降、各学校の状況に応じて分散登校及び必要に応じた家庭訪問などを実施するとともに、卒業式についても感染予防を徹底しながら実施したところです。
3月23日の第5回へき地保育所の在り方検討会では、へき地保育所の未就学児童が激減しており、子どもたち同士で学び合う環境が整わないことや、保育時間及び開所日の延長、保育体制の在り方の検討など、様々な課題があることから、へき地保育所の保護者・地域代表に参加していただき、少子化の中でも地域の実情に応じた対応、地域の教育力も活用した柔軟な対応について検討会議を5回実施いたしました。5回目は、参加者の総意として、将来の地域における保育所の在り方についての意見書の提出を頂きました。今後、意見書の趣旨を踏まえ、具体化するにあたっては、地域と継続協議して、保育環境の確保に努めて行こうと考えています。
以上です。

近内教育長

只今の教育長事務報告について、何かご質問、ご意見等ございませんか。

《各委員より「なし」の声あり》

近内教育長

無ければ、次に進みます。

これより 議題に入ります。

日程第一 会期の決定についてお諮り致します。

会期については、本日一日と致したいと存じますが、これにご異議ございませんか。

《各委員より「異議なし」の声あり》

近内教育長

ご異議なしと認めます。よって、只今お諮りのとおり決しました。

日程第二に移ります。

報告議案第1号「令和2年度富良野市一般会計当初予算の報告（専決処分）について」及び報告議案第2号「富良野市教育委員会職員等の人事異動報告（専決処分）について」ですが、その性質上、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項ただし書きの規定により秘密会といたしたいと思っておりますがいかがですか。

《各委員より「異議なし」の声あり》

近内教育長

ご異議なしと認め、報告議案第1号及び報告議案第2号については、秘密会として他の議案の後に審議することといたします。

議案第1号を議題といたします。

議案第1号「富良野市立学校管理規則の一部改正について」を説明願います。

亀渕教育部長

議案第1号 富良野市立学校管理規則の一部改正について、ご説明申し上げます。

本件は、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の改正に伴い、教育職員の業務量の適切な管理等の措置を教育委員会規則において講

じることが必要となったため、本規則の一部を改正しようとするものでございます。

以下、条を追ってご説明申し上げます。

第 18 条は、引用条項の整理でございます。

第 33 条から第 46 条までは、第 32 条の追加に伴い、各条 1 条ずつ繰り下げるものでございます。

第 32 条は、教育職員の業務量の適切な管理等を新たに追加するものでございます。

第 1 項では、時間外勤務時間の上限を 1 箇月 45 時間、1 年間 360 時間として設定するものでございます。

第 2 項では、一時的又は突発的に発生した業務を行わざるを得ない場合の時間外勤務時間の上限を 1 箇月 100 時間未満、1 年間 720 時間として設定するものでございます。

第 3 項では、教職員の業務量の適切管理等において、その他必要な事項については、別に定めることを規定するものでございます。

なお、規則の施行日は、令和 2 年 4 月 1 日から施行しようとするものでございます。

以上、よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

近内教育長

只今の説明について、ご質問、ご意見等ございませんか。

《各委員より「なし」の声あり》

近内教育長

無ければ、議案第 1 号について同意することにご異議ございませんか。

《各委員より「異議なし」の声》

近内教育長

ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり決しました。

次に、議案第 2 号「外国語指導助手就業規則の全部改正について」を説明願います。

亀渕教育部長

議案第 2 号 外国語指導助手就業規則の全部改正について、ご説明申し上げます。

本件は、2020 年 4 月に地方公務員法及び地方自治法の一部が改正され、新た

に「会計年度任用職員」が制度化されることに伴い、外国語指導助手の任用、勤務条件等の見直しが必要となるため、本規則の全部を改正しようとするものでございます。

改正の主な内容につきましては、時間外勤務について、期末手当について新たに作成し、休暇制度の見直しを図るとともに、市で定めた会計年度任用職員制度に沿い、現状に合った任用規則を整備しようとするものでございます。

なお、施行日は、公布の日からとし、令和2年4月1日から適用しようとするものでございます。

以上、よろしくご審議の
ほど、お願い申し上げます。

近内教育長

只今の説明について、ご質問、ご意見等ございませんか。

《各委員より「なし」の声あり》

近内教育長

無ければ、議案第2号について同意することにご異議ございませんか。

《各委員より「異議なし」の声》

近内教育長

ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり決しました。

次に、議案第3号「富良野市コミュニティ・スクール協議会設置規則の一部改正について」を説明願います。

亀渕教育部長

議案第3号 富良野市コミュニティ・スクール協議会設置規則の一部改正について、ご説明申し上げます。

本件は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部が改正されたことに伴い、引用条項の条ずれが生じたほか、学校の統廃合に関わり、廃校となった地域の意見を統合後の学校運営に反映させるため、一時的に協議会委員の増員ができるよう、本規則の一部を改正しようとするものでございます。

以下、条を追ってご説明申し上げます。

第1条は「地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の6」を「地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5」に改めるものでございます。

第9条は、新たに「統合による受入校では2年間に限り20名以内とする。」を追加するものでございます。

なお、規則の施行日は、令和2年4月1日から施行しようとするものでございます。

以上、よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

近内教育長

只今の説明について、ご質問、ご意見等ございませんか。

《各委員より「なし」の声あり》

近内教育長

無ければ、議案第3号について同意することにご異議ございませんか。

《各委員より「異議なし」の声》

近内教育長

ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり決しました。

次に、議案第4号「修学旅行の引率業務等に従事する富良野市立学校職員の勤務時間の割振り等に関する要領の一部改正について」を説明願います。

亀淵教育部長

議案第4号 修学旅行の引率業務等に従事する富良野市立学校職員の勤務時間の割振り等に関する要領の一部改正について、ご説明申し上げます。

本件は、富良野市立学校管理規則の一部が改正されることに伴い、引用条項の条ずれが生じるほか、修学旅行の引率業務等に従事する道立学校職員の勤務時間の割振り等に関する要領の一部改正に伴い、自校の児童生徒が参加する対外運動競技等の当番校業務が新たに規定されたことから、本要領の一部を改正しようとするものでございます。

以下、条を追ってご説明申し上げます。

第1条は、「富良野市立学校管理規則第45条」を「富良野市立学校管理規則第46条」に改めるものでございます。

第2条第4項は、事前準備業務において、新たに「対外運動競技等の当番校」の定義を追加し、同条13項に「対外運動競技等の当番校」の定義を追加するものでございます。

第3条第2項第4号は、事前準備業務において、新たに「対外運動協議等の当番校業務」を対象業務に追加し、同項第13号に「対外運動競技等の当番校業務」を対象業務として追加するものでございます。

なお、要領の施行日は、令和2年4月1日から施行しようとするものでございます。

以上、よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

近内教育長

只今の説明について、ご質問、ご意見等ございませんか。

《各委員より「なし」の声あり》

近内教育長

無ければ、議案第4号について同意することにご異議ございませんか。

《各委員より「異議なし」の声》

近内教育長

ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり決しました。

次に、議案第5号「令和2年度富良野市社会教育推進計画の策定について」を説明願います。

亀渕教育部長

議案第5号 令和2年度富良野市社会教育推進計画の策定について、ご説明申し上げます。

本計画は、「富良野市第7次社会教育中期計画」に基づき、令和2年度の単年度計画として策定するもので、生涯学習の観点に立った社会教育の推進を図るものでございます。

策定に当たりましては、昨年10月17日に教育長より社会教育委員会議委員長に策定の諮問をし、社会教育委員会議において慎重に審議され、本年2月10日に社会教育委員会議委員長より議案のとおり、「令和2年度富良野市社会教育推進計画（案）」として答申をいただきました。

計画の内容につきましては、中期計画との整合性を図りながら、「健やかな心身を育み、やさしさと生きがいを実感できる社会教育の推進」を基本目標として策定いたしました。

主な重点事項であります。計画書7ページからの家庭教育の分野におきましては、保護者及び地域住民を対象に家庭教育講演会や中学校校区を単位とした家庭教育セミナーを開催するとともに、富良野市PTA連合会等の他団体との連携を図りながら、家庭への普及・啓発に努めてまいります。

計画書9ページからの少年教育の分野におきましては、放課後の子どもたちの安全・安心な居場所づくりとして、「放課後子ども教室」を山部・東山・布礼別・布部・鳥沼地区での運営を継続してまいります。また、子どもたちの情操教育と郷土愛を育み、次代を担う子どもたちの人材育成を図ることをめざし、「子ども

未来づくり事業」と「ふらのまちづくり未来ラボ事業」の推進を引き続き図ってまいります。さらに、学童保育センターにおいて、受入れ時間の延長を実施するとともに、就学前児童への遊び場と子育て世代のつながりの場として児童センターを試行的に開放し、子育て支援に努めてまいります。

計画書 17 ページからの高齢者教育の分野におきましては、高齢者ニーズに対応したことぶき大学を開設し、魅力あるカリキュラムを取り入れるとともに、研究科の単年度登録制を引き続き導入することで、生涯にわたり学びを通じた生きがいづくり、ネットワークづくりを進め、ことぶき大学で培った豊富な知識と経験を生かした社会参加活動を積極的に推進してまいります。

計画書 23 ページからの社会教育施設の分野におきましては、生涯学習センターにおいて、森林環境教育を推進してまいります。また、図書館において、引き続き読書活動の推進を図るとともに、開館日数増と会館時間延長の試行を継続し、サービス向上に努めてまいります。

その他、令和元年度の事業を継続して推進してまいります。

なお、計画書には、令和2年度の各事業概要と合わせて、元年度実績を掲載することとしておりますが、まだ年度途中のため、終了していない事業もありますので、未定稿となっております。年度終了後、整理し、掲載させていただきます。

以上、よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

近内教育長

只今の説明について、ご質問、ご意見等ございませんか。

《各委員より「なし」の声あり》

近内教育長

無ければ、議案第5号について同意することにご異議ございませんか。

《各委員より「異議なし」の声》

近内教育長

ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり決しました。
次に、議案第6号「富良野市子どもの読書推進プラン（第三次計画）の策定について」を説明願います。

亀渕教育部長

議案第6号 富良野市子どもの読書推進プラン（第三次計画）の策定について、ご説明申し上げます。

本件は、子どもの読書活動の推進に関する法律（平成13年法律第154号）に

基づき、富良野市子どもの読書推進プラン（第二次計画）（平成27年3月策定）の成果と課題を踏まえ、富良野市の子どもたちが、いつでもどこでも読書活動ができるよう、家庭、地域、学校等の連携により、積極的に環境を整備するため、令和2年度から令和6年度までの5年間を計画期間とする、富良野市子どもの読書推進プラン（第三次計画）（以下「本計画」という。）を策定するものでございます。また、本計画は、子どもや子育てを総合的に支援する観点から、富良野市第2期子ども・子育て支援事業計画（令和2年3月策定。以下「支援事業計画」という。）の基本政策の一つとするものでございます。

なお、本計画の策定に当たりましては、昨年より、市内の全児童・生徒、全小・中学校、幼稚園・保育所の保護者を対象としたアンケート調査、社会教育委員会、校長会での説明及び意見徴収、読書推進ボランティアからの意見徴収、支援事業計画のパブリックコメントを実施し、広く意見を求めてきたところでございます。

本計画の読書活動のための方策といたしましては、家庭における読書活動の推進、地域における読書活動の推進と読書環境の整備、学校等における読書活動の推進と読書環境の整備について、その方向性と、令和6年度の数値目標達成に向けた取組を掲げているところでございます。

以上、よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

近内教育長

只今の説明について、補足説明します。

新学習指導要領においては、児童生徒の主体的・対話的で深い学びの実現に向け、学校図書館を計画的に利用・活用することと、加えて、地域の図書館などの資料を活用した情報の収集や鑑賞などの学習活動を充実することとされており、今回の第三次計画については、その考えも反映させたものとしています。

近内教育長

只今の説明について、ご質問、ご意見等ございませんか。

《各委員より「なし」の声あり》

近内教育長

無ければ、議案第6号について同意することにご異議ございませんか。

《各委員より「異議なし」の声》

近内教育長

ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり決しました。

次に、議案第7号「令和2年度富良野市学校医等の委嘱について」を説明願います。

亀淵教育部長

議案第7号 令和2年度富良野市学校医等の委嘱について、ご説明申し上げます。

学校保健安全法に基づく児童生徒の健康診断実施にあたり、学校医8名（内1名については耳鼻科担当）、学校歯科医11名、学校薬剤師7名に委嘱をし、児童生徒の健康診断や健康管理及び学校保健にご協力を頂くものでございます。

委嘱期間は、令和2年4月1日より令和3年3月31日までの1年間でございます。

以上、よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

近内教育長

只今の説明について、ご質問、ご意見等ございませんか。

《各委員より「なし」の声あり》

近内教育長

無ければ、議案第7号について同意することにご異議ございませんか。

《各委員より「異議なし」の声》

近内教育長

ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり決しました。

次に、議案第8号「富良野市スクールカウンセラーの委嘱について」を説明願います。

亀淵教育部長

議案第8号 富良野市スクールカウンセラーの委嘱について、ご説明申し上げます。

生徒の不登校や校内、学内での種々な問題行動等の対応にあたりましては、専門的な心理学の知識や心理援助知識が求められております。

本市においては、富良野東中学校、富良野西中学校、樹海中学校に道費による北海道公立学校スクールカウンセラーの配置を予定しておりますが、その他の中学校においても、市費によるスクールカウンセラーを配置し、教育相談、教職員及び保護者への助言・支援を行うものでございます。

委嘱期間は、令和2年4月1日より令和3年3月31日までの期間とし、報酬額については、時間単価5,000円とするものでございます。

以上、よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

近内教育長 只今の説明について、ご質問、ご意見等ございませんか。

《各委員より「なし」の声あり》

近内教育長 無ければ、議案第8号について同意することにご異議ございませんか。

《各委員より「異議なし」の声》

近内教育長 ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり決しました。
次に、議案第9号「富良野市子どもと親の相談員の委嘱について」を説明願います。

亀淵教育部長 議案第9号 富良野市子どもと親の相談員の委嘱について、ご説明申し上げます。
本市では、小学校における不登校や問題行動等の未然防止、早期発見、早期対応、児童虐待への対応及び教育相談体制の充実を図ることを目的に、平成16年度より、子どもと親の相談員を配置しております。
令和2年度につきましても、富良野小学校、扇山小学校、東小学校、鳥沼小学校、樹海小学校に配置し、児童の悩み相談、家庭・地域と学校の連携を支援するものでございます。
委嘱期間は、令和2年4月1日より令和3年3月31日までの1年間の期間とし、報酬額については、時間単価5,000円とするものでございます。
以上、よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

近内教育長 只今の説明について、ご質問、ご意見等ございませんか。

《各委員より「なし」の声あり》

近内教育長 無ければ、議案第9号について同意することにご異議ございませんか。

《各委員より「異議なし」の声》

近内教育長

ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり決しました。

次に、議案第 10 号「令和 2 年度認可保育所における嘱託医の委嘱について」を説明願います。

亀渕教育部長

議案第 10 号 令和 2 年度認可保育所における嘱託医の委嘱について、ご説明申し上げます。

本件は、児童福祉法第 45 条（最低基準の制定等）及び児童福祉施設最低基準第 12 条（入所した者及び職員の健康診断）、同第 33 条（職員）の規定に基づく入所児童の健康診断の実施にあたり、小児科医 1 名、耳鼻科医 1 名、歯科医 2 名に委嘱し、入所児童の健康診断や健康管理にご協力を頂くものでございます。

委嘱期間は、令和 2 年 4 月 1 日より令和 3 年 3 月 31 日までの 1 年間でございます。

以上、よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

近内教育長

只今の説明について、ご質問、ご意見等ございませんか。

《各委員より「なし」の声あり》

近内教育長

無ければ、議案第 10 号について同意することにご異議ございませんか。

《各委員より「異議なし」の声》

近内教育長

ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり決しました。

次に、議案第 11 号「富良野市教育委員会非常勤嘱託職員取扱規則の廃止について」を説明願います。

亀渕教育部長

議案第 11 号 富良野市教育委員会非常勤嘱託職員取扱規則の廃止について、ご説明申し上げます。

本件は、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行により、地方公務員の臨時・非常勤職員の任用の適正化と制度の明確化を図るため、全国統一した制度として「会計年度任用職員制度」が施行されることに伴い、準拠する

「富良野市非常勤嘱託職員取扱規則」が廃止となることから、本規則を廃止しようとするものでございます。

なお、施行日につきましては、令和2年4月1日とするものでございます。

以上、よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

近内教育長

只今の説明について、ご質問、ご意見等ございませんか。

《各委員より「なし」の声あり》

近内教育長

無ければ、議案第11号について同意することにご異議ございませんか。

《各委員より「異議なし」の声》

近内教育長

ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり決しました。

次に、議案第12号「富良野市教育振興基本計画策定委員会設置要綱の制定について」を説明願います。

亀淵教育部長

議案第12号 富良野市教育振興基本計画策定委員会設置要綱の制定について、ご説明申し上げます。

本件は、令和2年度を以って「富良野市第3次学校教育中期計画」及び「富良野市第7次社会教育中期計画」の最終年度となることから、次期計画の策定にあたりましては、学校教育と社会教育がより一体となった「富良野市教育振興基本計画」を策定していくにあたり、新たに「富良野市教育振興基本計画策定委員会」を設置しようとするものでございます。

以下、その内容について条を追ってご説明申し上げます。

第1条は、本要綱の「設置」の目的について、第2条は、「所掌事務」について、第3条は、委員の「構成」について、第4条は、「役員」について、第5条は、「会議」の運用について、第6条は、「部会」の設置について、第7条は、「庶務」について、第8条は、「委任」に関する規定でございます。

要綱の施行日は、令和2年4月1日からとしようとするものでございます。

以上、よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

近内教育長

只今の説明につきまして、経過の補足説明を行います。

本市においては、学校教育中期計画を第3次まで、社会教育中期計画を第7次ま

で策定し、それぞれの分野の教育振興を図ってきたところであります。この間、学社融合事業を積極的に取り組んでおり、学校教育においては子どもたちの多種多様な興味関心に答えるとともに、社会教育の側からも地域住民の学校資源を活用した地域活動の活性化につながったところであり、令和2年度からは、学校・地域・保護者・行政が連携し地域学校協働活動として取り組むこととしており、学校教育と社会教育のより一層の連携が重要であると考えています。従いまして、次期計画については学校教育・社会教育それぞれの関連性を明確にするため、一体化した教育振興基本計画として策定し、教育振興を推進するにあたっては関係者が常に学校教育と社会教育の両面を意識した活動ができるようにすることを目的としていきたいので、ご理解をお願いします。

近内教育長

只今の説明について、ご質問、ご意見等ございませんか。

《各委員より「なし」の声あり》

近内教育長

無ければ、議案第12号について同意することにご異議ございませんか。

《各委員より「異議なし」の声》

近内教育長

ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり決しました。

近内教育長

これより秘密会といたします。

近内教育長

以上で、本日の議事はすべて終了致しました。
これをもって令和2年富良野市教育委員会第3回定例会を閉会いたします。

閉会 午後5時28分